

関空エネセンの定期事業者検査に関する調査結果概要

①関空エネセンの定期事業者検査が、同所で定めた手順書どおりに実施されていたかについて

調査内容	調査結果	
A. 品質記録の整合性	ア. 「定期自主検査結果」のボイラー・タービン主任技術者の署名欄の日付を書き替えた際に、1号機と2号機のデータを混在させたもの	2 件
	イ. 不注意によるもの（帳票の作成時期の遅れ、転記ミス、文書登録の遅れ等）	11件
B. 定期事業者検査記録の妥当性	ア. 検査をしていなかったにもかかわらず「検査記録」を作成したもの	2 件
	イ. 「検査記録」の計測値欄の数値を書き替えたもの	5 件
	ウ. 「検査記録」の管理基準値を書き替えたもの	40 件
	手順書に基づかず「検査記録」の管理基準値を書き替えたもの	(14件)
	過去の「検査記録」の管理基準値を書き替えたもの	(26件)
	エ. 不注意によるもの（転記ミス、誤記、記載漏れ等）	101件
C. 定期事業者検査記録の記載年月日の妥当性	「検査記録」の検査年月日欄の日付が実際の検査実施日より以前になっていたもの	15 件
	合 計	176件

②近畿経済産業局の安全管理審査ならびに立入検査時の指摘内容に係る経緯の事実関係（主な不適切事項の内容）について

＜平成 13、14、15 年度の定期事業者検査が実施された当時に行われた不適切事項＞

- ・平成 13、14 年度の「検査記録」の計測値欄の数値について、実測値は自所で定めた管理基準値の範囲外であったが、機器製造者が定める使用限界値の範囲以内に入っていたことから、機能確保上問題ないと判断できたため、本来、正規の手続きにより管理基準値を見直すべきところを、実測値を管理基準値の範囲内に入るように書き替えた。【前頁 B－イ】
- ・平成 15 年度の「検査記録」の管理基準値欄の数値について、実測値は自所で定めた管理基準値の範囲外であったが、機器製造者が定める使用限界値の範囲以内に入っていたことから、機能確保上問題ないと判断できたため、正規の手続きをとらず、管理基準値を使用限界値と同一の値に書き替えた。（→これに伴い、安全管理審査受審前に、整合性をとるため、過去の「検査記録」の管理基準値欄の数値を書き替えた）【前頁 B－ウ】
- ・平成 13、14 年度の「検査記録」のボイラー・タービン主任技術者等の捺印欄の日付について、実際に検査が行われていれば機能確保上問題ないため、実際の押捺日ではなく、あらかじめ設定した所内検査日としていた。

＜今回の安全管理審査受審前に行われた不適切事項＞

- ・過去の「検査記録」の検査年月日欄の日付について、幅のある表現にしていた（手順書どおり）が、安全管理審査で不適合の指摘を受けるかもしれないと考え、特定の日付に書き替え、差し替えた。【前頁 C】
- ・過去の「定期自主検査結果※」のボイラー・タービン主任技術者の署名欄の日付について、定期事業者検査完了日にしていたが、安全管理審査で不適合の指摘を受けるかもしれないと考え、所内検査日の日付に書き替え、差し替えた。（→これに伴い、整合性をとるため、同帳票の関連する部分を書き替えた）【前頁 A－ア】

※「定期自主検査」は、平成 15 年 10 月、「定期事業者検査」に名称変更されている。

- ・「品質システム是正に関する所則」「定期事業者検査実施に関する所則」について、電気主任技術者の捺印日がこれらの所則で定めるとおりになっていなかったが、実際には電気主任技術者の関与は不要であるため、過去にさかのぼって、電気主任技術者が関与する必要がないよう、所則の改正を行った。（→これに伴い、整合性をとるため、関連する帳票を書き写し、差し替えた）

＜安全管理審査当日に行われた不適切事項＞

- ・「定期自主検査結果」の記載内容の不備を指摘され、「当該帳票は定期事業者検査完了時に作成しておらず、安全管理審査直前に作成したもの」と説明したため、これと整合性をとるため、当該帳票の文書登録データを削除した。